



品種登録制度

と

育成者権



農林水産省



Contents

1 種苗法とは	1
2 品種登録制度	2
3 品種登録の流れ	4
4 登録品種への表示義務	9
5 権利侵害への対応	10
6 各種手数料及び証明書等の請求手続き	11
7 海外への取組	13



1 種苗法とは



優良な品種は、農林水産業における生産の基礎であり、多収、高品質、耐病性等の優れた形質を有する多様な品種の育成は農林水産業の発展を支える重要な柱です。

新品種の育成には、専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の費用が必要です。ところが、一旦育成された品種については、第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。

また、外観からのみでは品種名、発芽率等の品質や生産地の識別が困難であることから、種苗の適正な流通を図り、種苗の需要者である生産者を保護するためには、種苗業者に適正な表示等を義務づける必要があります。

種苗法では、新品種保護のための「品種登録制度」と種苗の適正な流通を確保するための「指定種苗制度」について定め、品種の育成振興と種苗の流通の適正化を図ることで、農林水産業の発展に寄与することを目的としています。



Column

種苗法で保護対象となる新品種とは？ ～登録品種と一般品種について～

種苗法において保護される品種は、新たに開発され、種苗法で登録された品種です。この登録品種は、育成者権者の許諾を受けて利用することができます。これ以外の一般品種とは、在来種、これ

まで品種登録されたことがない品種、登録期限が切れた品種であり、誰でも自由に利用することができます。

2 品種登録制度



品種登録制度とは、一定の要件を満たす植物の新品種を農林水産省に登録することで、育成した者に「育成者権」を付与し、知的財産として保護する制度です。

優良な新品種を用いて生産された農産物は高値で取引されることも多く、そのため無断栽培や海外流出のリスクも高くなります。新品種の価値を維持するためには、品種登録を行い知的財産として保護することが重要です。

品種登録されると、品種の名称、植物体の特性、登録者の氏名及び住所、存続期間等が品種登録簿に記載され、同時に官報で公示されます。品種登録の情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも提供されます。

1 育成者権

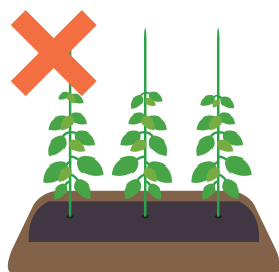
品種登録によって育成者権が発生します。

●育成者権者は登録品種の種苗、収穫物及び一定の加工品を独占的に利用^{*}することができます。したがって、育成者権者以外の人には育成者権者の許諾を得なければ登録品種を利用することはできません。登録品種の増殖を行う場合は、育成者権者の許諾が必要です。

●育成者権者は、登録品種の種苗等の利用を他人に許諾（利用権の設定）して利用料を得ることができます。

●育成者権は、財産権として譲渡することができます。また、質権を設定することもできます。

^{*}種苗の「利用」とは、種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡、輸出、輸入又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為をいう。



無断増殖



無断で増殖した種苗からの
収穫物の譲渡



無断で海外持出し

2 権利の存続期間

育成者権の存続期間は登録日から25年又は30年です。ただし、存続期間内であっても、

- ・定められた期間内に各年分の登録料が納付されない場合
- ・品種登録の要件を満たしていなかったことが判明した場合
- ・品種登録後に植物体の特性が保持されていない場合

には、品種登録が取り消されます。

育成者権の 存続期間	25年	一般的な植物 (下記以外の植物)
	30年	果樹、林木、観賞樹等の 本木性植物

令和2年種苗法改正のポイント

近年、我が国の登録品種が海外に流出しており、流出した品種の産地化が我が国農産物の輸出に影響を及ぼしています。

登録品種が販売された後に海外に持ち出されることは、改正前の種苗法では違法ではなく、これを阻止することはできませんでした。

また、農家での自家用種苗の増殖が認められていたため登録品種の増殖の実態把握が困難であったこと等から、事実上、違法増殖された種苗の販売や海外への持ち出しの抑止が不可能でした。

そこで、登録品種の海外流出防止等、より実効的に新品種を保護するために令和2年12月、種苗法が改正されました。種苗法の改正により新品種の管理が適切に行いやすくなり、海外流出の防止や産地づくりの推進に取り組みやすくなることで地域農業の活性化が期待されます。

海外流出防止

- 出願時に種苗の海外持出しを制限する旨の利用条件を届け出ること、登録品種の種苗の海外持出しを制限できる。
- 登録品種の種苗の増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うことで、種苗の海外流出等の一因となる無断増殖を防止できる。

産地づくりの推進

- 出願時に指定地域以外での栽培（収穫物の生産）を制限する旨の利用条件を届け出ること、登録品種の国内指定地域外での栽培を制限し、新品種を活用した産地づくりが容易になる。
- 登録品種の種苗の増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うことで、品質の良い種苗の利用、適正な生産管理が可能となる。

育成者権を活用しやすくする措置

- 品種の特性を記録した「特性表」と侵害が疑われる植物とを比較して育成者権が及ぶ品種であることを推定する推定制度の導入により、育成者権侵害があった場合の侵害立証が容易になる。その結果、侵害事案の早期解決が可能となる。

Column

育成者権の効力の例外

正規に購入した種苗を用いて得られた収穫物や加工品の利用には育成者権の効力は及ばない（権利の消尽）ため、自由に販売等することができます。また、新品種の育成その他の試験又は研究のための品種の利用には、育成者権の効力は及

びません。

また、登録品種であってもご自身で消費する菜園、花壇などでは自由に使えます。ただし、増やした種苗やその種苗から得られた収穫物を他人に譲渡することはできません。

3 品種登録の流れ



① 出願

品種を育成した者又はその承継人は、農林水産大臣に品種登録の出願をすることができます。

- 令和4年4月1日以降の品種登録願（願書）には、審査で必要な全ての形質の特性を記載した「特性表」等を添付する必要があります。また、出願料の納付も必要です。
- 意図しない国への持ち出しを制限する「海外持出制限」と意図しない国内地域での栽培を制限する「栽培地域制限」について出願と同時に届出することができます。

② 出願公表

出願後、願書に不備がないか確認された後、当該品種が出願中であることが公示されます。

公示された品種登録出願の情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも入手できます。

③ 仮保護

出願から品種登録までには、通常2～3年の審査期間を要しますが、出願公表から品種登録までの間についても、出願者には一定の保護が与えられます（仮保護）。

出願者は、仮保護期間中に出願品種の種苗等の生産・譲渡や海外持出制限の届出に反して輸出等を行った者に対して、品種登録後、利用料相当額の補償金の請求ができます。

④ 審査

出願公表後、品種登録の要件が満たされているか植物の特性審査等が行われます。

特性審査（栽培試験又は現地調査）に当たり、審査手数料の納付が必要です。

⑤ 審査特性の通知

品種登録の要件を満たすと判断されたら、品種登録に先立ち、出願者に対し、登録簿に記載される品種の特性（葉や花の色・形等）を記録した「特性表」が通知されます。

なお、出願者は、通知された「特性表」について訂正を求めることができます。

⑥ 登録

審査の結果、登録要件を満たすと判断された出願については品種登録されます。登録に当たり、登録料の納付が必要です。

Column

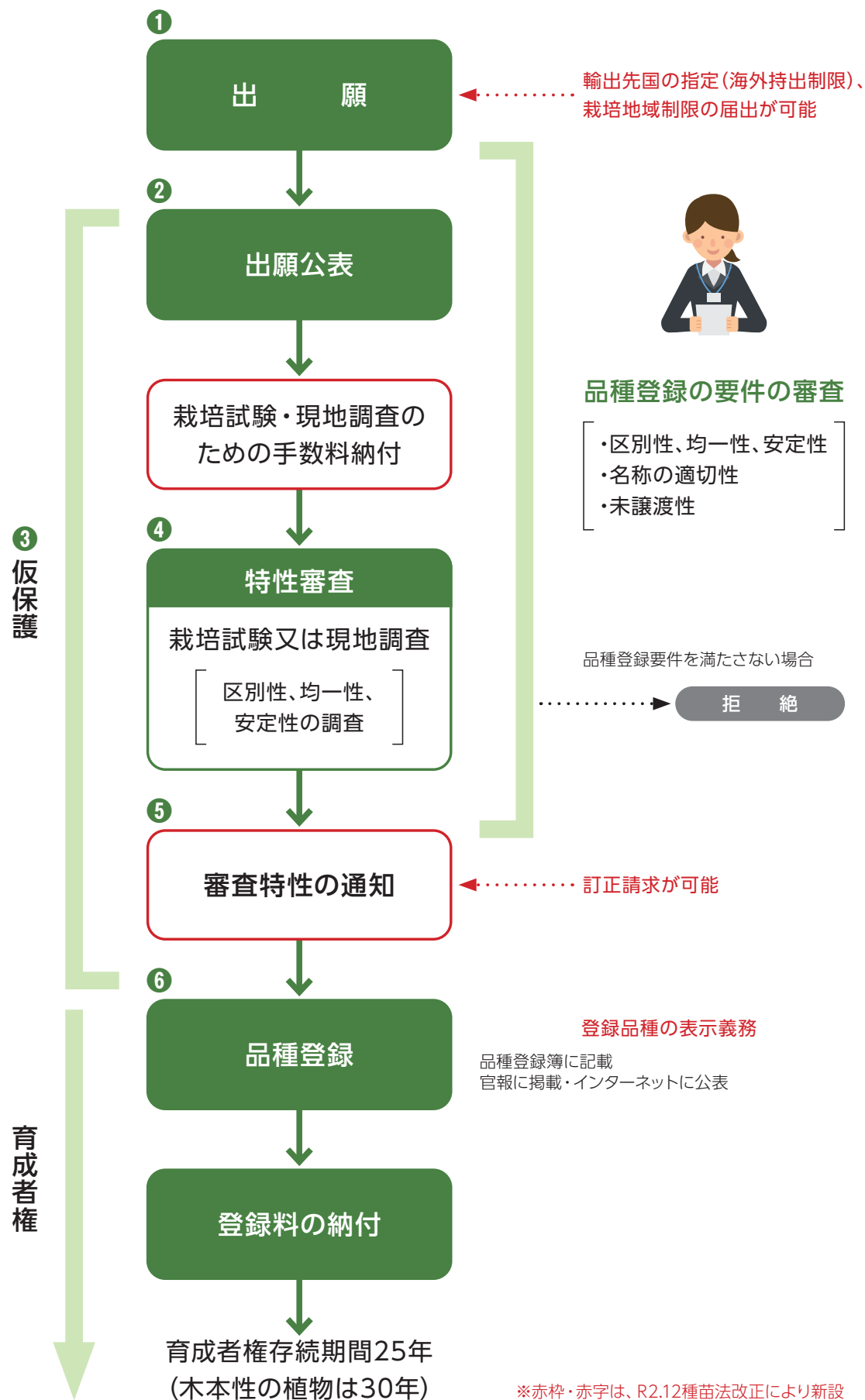
品種登録出願システムを利用した電子出願や電子納付

品種登録出願は、書面での提出のほか、品種登録出願システムを利用してブラウザからオンラインで提出することができます。出願書類一式をシステムから提出可能なほか、出願後は、電子出願の受付の確認や自主出願補正書の提出も当該シス

テムを利用して行うことができます。また、出願料や登録料も電子納付することができます。

URL <http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/yousiki/denshi/idpw01.html>





品種登録の要件

品種登録を受けるためには、以下に記載した種苗法で定める「品種登録の要件」を満たす必要があります。

区別性 | Distinctness

品種登録出願の前に国内外の公然知られた他の品種と重要な形質の全部又は一部により明確に区別できること

未譲渡性 | Novelty

日本国内において出願日から1年遡った日（外国においては、日本での出願日から4年（果樹等の木本性植物は6年）遡った日）より前に出願品種の種苗や収穫物を業として譲渡していないこと

均一性 | Uniformity

同一世代でその重要な形質に係る特性の全部が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）

安定性 | Stability

増殖後も重要な形質に係る特性の全部が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）

名称の適切性 | Suitability of denomination

品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等

区 別 性

既存品種と重要な形質で明確に区別できること

【形態的特性調査のイメージ】草丈、葉色、花色等の比較



出願品種

既存品種

【生理生態的特性調査のイメージ】病害抵抗性等の比較



出願品種(抵抗性あり)

既存品種(抵抗性なし)

均 一 性

同一世代で特性が十分均一であること

【均一性調査のイメージ】異型株の発生の有無の確認



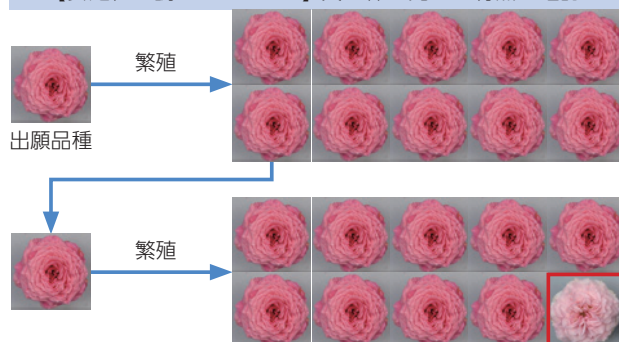
出願品種

異型株

安 定 性

繰り返し繁殖させた後も特性が安定していること

【安定性の調査のイメージ】異型株の発生の有無の確認



異型株

特性審査の方法

特性審査とは、出願品種の特性が登録要件（区別性、均一性、安定性）を満たしているか否かについて審査することをいいます。特性審査は、栽培試験又は現地調査により行います。

栽培試験

栽培試験は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（以下、「種苗管理センター」といいます。）において、出願品種と対照品種等（出願品種と最も類似する品種）を栽培し、比較しながら品種の特性を調査します。

現地調査

現地調査は、農林水産省職員又は種苗管理センター職員が、出願者のほ場等において栽培された出願品種と対照品種等（出願品種と最も類似する品種）を比較しながら品種の特性を調査します。

※なお、UPOV加盟国で実施された出願品種の審査結果報告書や、出願者が実施した詳細な調査報告書等により特性審査が可能と判断された場合には、栽培試験や現地調査によらず特性審査を行うことが可能です。



栽培試験の様子

未譲渡性の審査

品種登録出願より前に出願品種が譲渡されていた場合、既にその種苗を業として生産・販売している者がいることが想定され、品種登録により取引の安全が阻害される恐れがあります。

このため、未譲渡性は、出願品種の種苗及びその収穫物について、

- ・国内において出願の日から1年遡った日より前に、外国においてその出願の日から4年（果樹等の木本性植物は6年）遡った日より前に、それぞれ業として譲渡されていたか否か
 - ・試験若しくは研究のため又は育成者の意に反して譲渡されたものであるか否か
- について審査します。

名称の適切性の審査(品種名称審査)

品種の名称は、一般に外観から判断することが難しい種苗の同定・識別の機能を有しています。このため、品種の識別に混乱が生じ、適切な流通が妨げられることがないように、出願品種の名称について審査します。

名称審査は「出願後すぐ」と「登録直前」の2回行います。審査の結果、名称が適切であると判断されると出願公表されますが、不適切と判断された場合には、名称変更の手続がとられます。なお、名称変更命令によらず、出願者が任意に名称変更することはできません。

また、登録品種の種苗を譲渡するときは、登録された品種の名称を使用することが義務づけられており、育成者権の消滅後も名称使用の義務は続きますので、一般の需要者から見てわかりやすい名称を付す必要があります。

登録できない品種名称

- 1つの品種について複数の品種名称があるとき
- 種苗又はこれと類似の商品についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
- 種苗又はこれと類似の商品に関する役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
- 出願品種に関し誤解を生じ、又は識別について混同を生じる恐れのある品種名称であるとき

品種登録できない名称の例

- 既存品種の名称や登録商標と同一又は類似しているとき
- 白い花の咲くバラに「レッドブルーム」等（特性の誤認）
- 「最上級○○」等（価値の誤認）
- りんごの新品種に既存品種名の「ふじ」（属の範囲で重複しているため）
- 数字のみの名称、極端に長い名称等（認識・再生が困難）
- 使用不可文字の使用等（例 「Ⅲ」、「・」、「①」、アルファベット26文字以外の外国文字、……）

[品種名称審査の流れ]

